

人口問題資料

第 57 号

財団法人人口問題研究会

第一回新生活指導員養成講習会概要並
びに家族計画実地指導員再教育講習会
概要

昭和 32 年 2 月

財団法人 人口問題研究会



は し が き

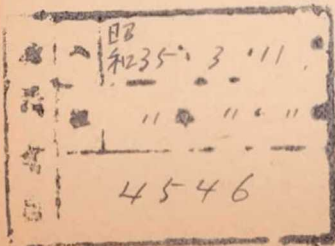
本書は、企業体または地域における新生活指導員並びに家族
 計画実地指導員の需要に応じ、適当なる素養及び資格ある者に
 対し、新生活運動の理念、新生活指導の実践に関する知識を与
 えることを目的として昭和31年3月及び6月東京都港区麻布
 材木町、地方職員会館において夫々開催の講習会概要を集録し
 たものである。

昭和32年2月



1076

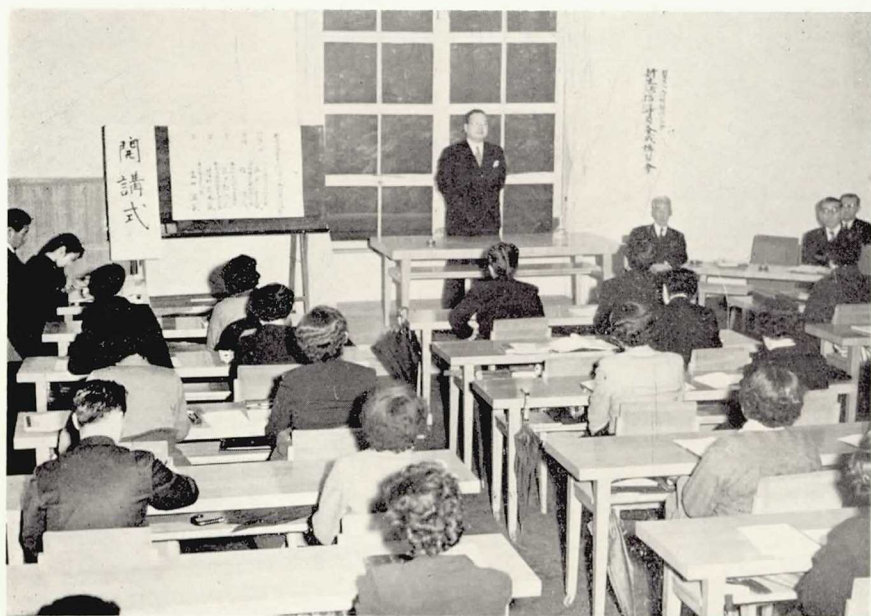
財団法人 人口問題研究会



目 次

は し が き	
口 絵	
I 財団法人人口問題研究会新生活指導委員会設置要綱 並びに委員名簿	5
II 財団法人人口問題研究会新生活指導委員会決議	10
III 第一回新生活指導員養成講習会概要	14
1. 開催要綱	14
2. 聴講者名簿	17
3. 講義要綱	18
IV 家族計画実地指導員再教育講習会概要	56
1. 開催要綱	56
2. 聴講者名簿	59
3. 講義要綱	60
附録 新生活運動実施企業体一覧表	77

永井理事長



会場全景



第一回新生活指導員養成講習会聴講者



家族計画実地指導員再教育講習会聴講者

I 財団法人人口問題研究会新生活指導委員会設置要綱並びに委員名簿

財団法人人口問題研究会新生活指導委員会設置要綱

1. 趣 旨

わが国が当面するきびしい人口問題を解決に導く根本は国民各自が真にこれに適合する近代的、道徳的、合理的、計画的な日常生活を営むにある。

国民生活の現状をかえりみれば、人口対策の見地からこのようにその生活を指導することが、人口対策徹底の根本的要件であり、国民生活を通じて人口問題の解決を促進する基礎である現下喫緊の要務といわなければならない。

ここにかんがみ、本会は、学識経験者を集めて新生活指導委員会を設け、人口対策の見地から生活指導に関する諸般の重要事項を審議検討し、職域的、地域的生活指導運動の基礎に役立てようとするものである。

2. 名 称

本委員会はこれを財団法人人口問題研究会新生活指導委員会と称する。

3. 目 的

本委員会は人口対策の見地から生活指導に関する重要な事項を審議し、この種の職域的、地域的生活指導運動を国民的に展開し、関係諸機関および諸団体の連絡協調を保ちながら人口問題解決の根本に資することを目的とする。

4. 組 織

- (1) 本会顧問、役員およびその他の学識経験者50名以内を委員とし、本会理事会の承認を経て理事長これを委嘱する。
- (2) 本委員会の会長は本会理事長とする。
- (3) 必要ある場合には本委員会の決議によつて小委員会を置くことができ

る。

小委員会の委員長は委員会の承認を得て会長これを委嘱する。

- (4) 本委員会に幹事若干名を置く。

幹事は財団法人人口問題研究会幹事がこれに当る。ただし、必要ある場合には、本委員会会長は別に幹事を委嘱することができる。

5. 運 営

- (1) 本委員会の審議事項は本委員会の議決によつてこれを定める。
(2) 本委員会は実践的事項を定めてこれを審議する。
(3) 本委員会において特定の事項について審議を終えたときはこれを決議して本会に報告する。

この決議の処理は重要な事項については本会理事会の議決によつて定める。

- (4) その他、本委員会運営上必要な事項は本委員会においてこれを決議する。

財団法人人口問題研究会新生活指導委員会委員名簿

(ABC順)

足立正	ラジオ東京社長
新居善太郎	母子愛育会理事長
井上寿徳	日本鋼管労務部長
太宰博邦	社会保障制度審議会事務局長
藤田たき	前労働省婦人少年局長
藤原勘治	毎日新聞社相談役
福田邦三	東大教授 医博
原富男	社会道德協会常任理事 文博
荷見安	全国農業協同組合中央会長
本多竜雄	厚生省人口問題研究所調査部長
葛西嘉資	元厚生次官
加藤シズエ	参議院議員
北岡寿逸	国学院大学教授
木山茂彦	常盤炭鉱盤城鉱業所総務部次長
小牧泰介	日本鋼管取締役
古屋芳雄	国立公衆衛生院々長 医博
駒田栄	国立公衆衛生院技官
小山進次郎	厚生省保険局次長
久保秀史	国立公衆衛生院技官 医博
工藤昭四郎	東京都民銀行頭取
久米愛	弁護士
釘宮太郎	日本陶器勤労部長
近藤清	本州製紙勤労部長
松岡駒吉	衆議院議員
三原信一	毎日新聞社人口問題調査会事務局長

森	山	豊	横浜市立大学教授 医博
灘	尾	弘吉	衆議院議員
永	井	亨	人口問題審議会々長代理 経博
内	藤	与三郎	文部省社会教育局長
那	須	皓	農村更生協会々長 農博
新	山	義雄	日本軽金属総務部副部長
馬	島	憊	日本産児調節連盟委員長 医博
小	汀	利得	日本経済新聞社顧問
大	越	新	常盤炭鉱社長
岡	崎	文規	厚生省人口問題研究所々長 経博
奥	むめお		主婦連合会々長
太	田	敏正	前日本鋼管厚生課長
下	条	康磨	参議院議員 経博
下	村	宏	人口問題審議会々長 法博
篠	崎	信男	人口問題研究所調査部 厚生技官
菅	野	義丸	前新生活運動協会事務局長
鈴	木	勝利	東芝勤務部副部長
館		稔	厚生省人口問題研究所総務部長
谷	野	セツ	労働省婦人少年局長
高	田	浩運	厚生省児童局長
滝	田	実	全国繊維産業労働組合同盟会長
田	中	長茂	新生活運動協会事務局長
寺	中	作雄	前文部省社会教育局長
寺	尾	琢磨	慶大教授 経博
床	次	徳二	衆議院議員
友	枝	高彦	社会道徳協会々長
牛	丸	義留	厚生大臣官房総務課長
渡	辺	智多雄	読売新聞社図書編輯部長

渡	辺	定	寿命学研究会理事長 医博
渡	辺	敏三	東武鉄道取締役
山	際	正道	日本輸出入銀行副総裁
山	口	正義	厚生省公衆衛生局長
山	中	篤太郎	一橋大学教授 経博
山	本	松代	農林省生活改善課長
山	本	杉	医博
山	室	民子	社会道德協会理事
山	高	しげり	全国民生委員連盟参与
安	田	巖	厚生省社会局長
矢	島	八洲夫	朝日新聞社取締役
芳	邨	勲	日立造船株式会社労務部長

Ⅱ 財団法人人口問題研究会新生活指導委員会決議

新生活運動指導要綱 (昭和29年12月2日)

1. 趣 旨

およそ人口問題は直ちに国民の家庭生活につながる。国民の家庭生活を刷新しその向上を図り、そこに現実的基盤をがっちり据えてこそ、われらの人口問題は力強くその解決の途につくことができる。

今日わが国民の家庭生活は戦後の急激な社会変動の渦中にもまれ、刷新向上はおろか、ほとんどまったく混迷の実情にある。

このままで行くと人口問題の解決もむづかしく、まして真に民主的な文化国・福祉国家の実現、国家緊急の経済自立のごときは到底望み難いところであろう。

こう考えてくると、あらゆる職域、地域にわたり国民の生活を刷新し向上させるために一大運動を展開しなければならぬことが痛感される。そして家庭生活の日常においてこの効果を十二分にあげなければならぬ。人口問題の解決はここにそのしつかりした基盤を得、真の文化国家、福祉国家の実現もまたその上に立つて力強く約束される。

われらはこういう意味で、これから具体的で実際のな一大運動を展開しようとするのであるが、この運動を呼んで「新生活運動」という。

2. 目 的

われらの「新生活運動」はもちろん人間の尊重、人間性の本質の上に立つ。要は生活の充足、人間完成のための運動である。よつてあらゆる職域、地域にわたり、近代的な道徳的、合理的、計画的の家庭生活を実現するよう現状に即して具体的に指導し、基盤をここに置いて人口問題を解決し、ひいて真に民主

的な文化国家、福祉国家の建設に導こうとするのである。

関係諸機関および諸団体の協力と一般大衆の支持を得て、この運動が国民的に展開することを期待する。

3. 方 針

この運動は次のような要領により現実に即し實際的に推進する。

- (1) この運動は近代的合理主義にもとずき、人と物と両面を兼ねて計画的で幸福な家庭生活を設計し、その刷新向上を期する。
- (2) この運動は特に家族の大きさを合理的計画的に調整するため近代的「家族計画」の理念にもとづく受胎調節の普及および実現を期する。
- (3) この運動はただに人口の量的調整にとどまらず、その質的向上を期する。すなわち、
 - (A) 自主的に、計画的な家庭生活を創造し、
 - (B) 心身ともに健康で優秀な能力をもつ人々を多数育成することに努める。
 - (C) この努力はやがて国の生産を増強しその経済の自立に有効でなければならぬ。
 - (D) 特に婦人の家庭生活における負担を合理化し、その人格を尊重し、家庭生活の安定向上を計ることに努める。
- (4) この運動は近くは家族間の縦横たがいの支え合い、進んで国家社会につながる人々たがいの連帯意識面を強調する。このような家庭生活の調和から出発して社会生活一般の調和を図り社会緊張を和らげるよう家庭道徳ひいては社会道徳の確立を期し、特に職場におけるその実践指導に力を尽す。
- (5) この運動は、あらゆる職域、地域にわたる。しかもそれぞれの職域、地域に適應した現実的で具体的な仕方により全国すみずみにまで浸透させ、すべての家庭がもりあがる自発的意欲をもつて実践するよう努力する。

4. 実施要領

(1) 宣 伝

新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画、演劇等あらゆる機会を利用してこの運動の宣伝に努める。あわせて関係諸機関、諸団体の協力を得て講演会、展示会等を開催し、宣伝用印刷物の大量発行を行う。

(2) 連絡提携

関係諸機関、諸団体にあらゆる機会を捕えて呼びかけることに努める。かねて職域的、地域的懇談会を開催し、事業所、地域社会の積極的協力を促進する。

(3) モデル事業所、モデル地域を設定

この運動を理想的に展開し世間に率先するとともに、この運動の向上発展に資する調査研究を行うためのモデル事業所、モデル地域を設け、特に入念な指導を行う。

(4) 新生活指導者の養成訓練

この運動の趣旨にもとずき、新生活指導者の養成訓練に努め、事業所または地域の需要に応じる。

(5) 参考資料の編集発行

この運動に関する事例集をはじめとして、道德——社会道德家族計画、人口問題等に関する指導上の参考資料の編集発行に努める。

以上

新生活運動実践課題に関する件 (昭和31年5月14日)

1. 趣 旨

- (1) 新日本の建設に直接寄与する運動であること
- (2) 人口問題の解決に資する運動であること

2. 課 題

(1) 家族計画

1. 家族計画理念の普及
2. 受胎調節の普及と墮胎（人工妊娠中絶を含む）の防止

(2) 生活設計

1. 予算生活の普及
 2. 生活合理化の促進
 3. 貯蓄の増強
- (3) 健康家庭の建設
1. 家庭衛生の向上
 2. 乳幼児の科学的保育
- (4) 家庭秩序の再建
1. 新しい家庭道德の樹立
 2. 青少年の不良化防止
- (5) 社会道德の振興
1. 職場道德、交通道德、公衆道德の高揚
 2. 責任協力態勢の確立

Ⅲ 第一回新生活指導員養成講習会概要

1. 開催要綱

1. 趣 旨

本会新生活運動の発展にともない、企業体および地域において助産婦以外の一般生活指導員を配置する要望が起りつつある。しかるに、にわかにはその適格者を得ることは困難であるから、この要望に応えるため本会において右の生活指導員を養成しようとする。

2. 目 的

以上の趣旨に基き、企業体または地域の需要に応じ、適当なる素養のあるものに対し新生活運動の理念および新生活指導の実践に関する知識を与えることを目的として講習会を開催する。

3. 講習対象

差当り、都立東京都社会生活学校の卒業者を主たる対象とし、その他これに準じる資格あるもので満50才未満の婦人40名を講習対象とする。

4. 講習科目及び講師

新生活運動の理念	人口問題研究会	理事長	永井 亨
家族計画と新生活	人口問題研究所	技官	篠崎 信男
家庭経済と国民経済	慶応大学	教授	寺尾 琢磨
予算生活と新生活	埼玉女子大学	教授	稲葉 なみ
衣生活の改善	東京家政学院大学	教授	田中ちた子
食生活の改善	栄養改善普及会	常務理事	近藤とし子
住生活の改善	早稲田大学	教授	今 和次郎
家庭衛生と公衆衛生	厚生省公衆衛生局	技官	橋本 正己

家庭道徳と社会道徳	社会道徳協会	常任理事	原 富 男
家庭教育と社会教育	東京都社会教育審議会委員		山 室 民 子
家庭法律の知識		弁護士	久 米 愛
精神環境と新生活	最高裁判所家庭局	技 官	土 井 正 徳
ホーム・マネージメントと新生活	国立公衆衛生院	技官	駒 田 栄
グループ活動と新生活	都立大学	助教授	三 井 為 友
レクリエーションと新生活	東京都教育庁青少年教育課		石 川 光 隆
共同学習の指導	文部省社会教育課	事務官	塩 ハ マ 子

5. 日 程

新一回新生活指導員養成講習会日程

月日	時 間		講 義 科 目	講 師
	自	至		
3 月 12 日	9.00	9.30	受 付 登 録	
	9.30	12.00	開 講 式	開講の辞 人口問題研究会理事長 永 井 亨
				挨拶 人口問題研究所長 岡 崎 文 規
				同 生活科学化協会常任理事 藤 原 勘 治
				同 新生活運動協会事務局長 菅 野 義 丸
				同 東京都民生局長 富 田 滋
	13.00	14.30	新生活運動の理念	人口問題研究会理事長 経済学博士 永 井 亨
	14.30	16.00	家庭経済と国民経済	慶応義塾大学教授 経済学博士 寺 尾 琢 磨

3 月 13 日	9.00	10.30	グループ活動と 新生活	都立大学教授 三井為友
	10.30	12.00	衣生活の改善	東京家政学院大学教授 田中ちた子
	13.00	14.30	食生活の改善	栄養改善普及会常務理事 近藤とし子
	14.30	16.00	家族計画と新生活	人口問題研究所技官 篠崎信男
3 月 14 日	9.00	10.30	予算生活と新生活	埼玉女子大学教授 稲葉なみ
	10.30	12.00	精神環境と新生活 (児童心理を含む)	最高裁判所家庭局技官 土井正徳
	13.00	16.00	実地見学 (日本鋼管川崎製鉄所)	日本鋼管株式会社川崎製鉄所 厚生課長 大田敏正
3 月 15 日	9.00	10.30	住生活の改善	早稲田大学教授 今和次郎
	10.30	12.00	家庭教育と社会教育 (不良少年の防止を 含む)	東京都社会教育審議会委員 山室民子
	13.00	14.30	家庭法律の知識	弁護士 久米愛
	14.30	16.00	レクリエーション と新生活	東京都教育庁青少年教育課 石川光隆
3 月 16 日	9.00	10.30	ホーム・マネー ジメントと新生活	国立公衆衛生院技官 駒田 栄
	10.30	12.00	家庭衛生と 公衆衛生	厚生省公衆衛生局技官 橋本正己

3月16日	13.00	14.30	家庭道德と 社会道德	社会道德協会常任理事 文学博士 原 富 男
	14.30	16.00	共同学習の指導 (作法, 話術, 時事問題等)	文部省社会教育課事務官 塩 ハ マ 子
3月17日	9.00	12.00	閉 講 式 懇 談 会	閉講の辞 人口問題研究所総務部長 館 稔

6. 講習の期日

昭和31年3月12日より17日まで6日間

7. 講習の場所

東京都港区麻布材木町

地方職員会館

2. 聴講者名簿

氏 名	生年月日	社会生活学校 卒業期別	備 考
大 槻 トヨ子	大 2. 6. 6	9	
鈴 鹿 倫 子	大 10. 5. 22	9	
渡 辺 輝 子	明 39. 3. 9	8	
松 田 光 江	大 14. 3. 19	9	
堀 川 たね子	昭 2. 5. 26	8	
鞍 馬 久	大 5. 8. 16	10	
小 林 紀久子	明 39. 3. 24	10	
下 村 三 重	大 3. 3. 27	10	
曾 根 和 子	大 12. 9. 14	10	

井上藤子	大 3. 1. 4	8	
鈴木千代子	大 2. 3.31	11	
鹿村千鶴子	大 9. 1. 8	11	
土屋浪子	大 2. 8.16	11	
大森弘子	大 12. 2.22	11	
大塚きよ	明 42. 9.15	11	
香川弥重子	明 45. 2.26	11	
奥村悦子	大 15. 1.29	11	
田中泰子	大 15. 3.17	11	
箱山節子	大 10. 3. 3	11	
伊東若子	大 3.12.25	11	
愛甲三枝子	大 8.12. 1	11	
佐藤静子	昭 2. 9.15	11	
太田千代	大 元.8. 3	11	
大沢緑	大 9. 3.17	11	
本多シズエ	明 40. 7.26		日本軽金属
大川とみ	大 9. 7.		日本鋼管
牧田アヤ子	大 5. 1.		〃
渡辺和子	大 5.10.		〃
横田静子	明 39. 3.		〃
高塚松江			日立製作所

3. 講義要綱

新生活運動の理念

人口問題研究会理事長 経済学博士 永井 亨

- I 新生活運動の二潮流
新生活運動と生活改善運動
- II 各府県における地域的運動
公民館，青年団，婦人会
農林省生活改善員，農業協同組合
- III 公私企業体における職域的運動
人口問題研究会
日本鋼管における新生活運動モデルケース
- IV 新生活運動の一環としての家族計画
家族計画運動の二潮流
- V 生活設計，貯蓄増強
- VI 生活の合理化，衣食住の改善
- VII 家庭の再建，家庭道德の樹立
不良青少年の防止，純潔運動
- VIII 環境衛生，公衆衛生の普及
- IX 公衆道德の推進，社会道德の確立
- X 結 論
新生活運動の理想及び目標
新生活運動の主体及び対象
新生活運動協会の現在及び将来

家族計画と新生活

人口問題研究所調査部第四科長 篠崎信男

新生活と家族計画の関係を次の順序で説明する。

(1) 新生活運動の一環としての家族計画

現に斯る着想の下に行われている各企業体の実状を参考例とする。

(2) 家族計画の手段、方法、考え方

(3) 全国的調査の結果について

(4) 生活指導の4つの観点と家族計画の関係

(a) home history

(b) home training

(c) home arrangement

(d) home management

(5) 受胎調節の工夫が家族生活に及ぼす影響

(6) 家族計画を活用して家庭生活の再建向上に資するための目のつけ所

(7) 家族計画実行 group と group 不実行との調整とその組合せ法

(8) 家庭設計と家族計画の関係

(9) 家庭環境の改善の基礎としての家族計画の意識

(10) 家族の協力生活と家族計画

以上生活指導員が家族計画について一通り知っておかねばならない知識について説明し家族計画実地指導員と協力出来るよう具体的、実践的に述べる。

家庭経済と国民経済

慶応大学教授 寺尾琢磨

人の数の問題が国民経済にとつても家庭経済にとつても決定的な性格をもつものであることを明かにしたい。

国民経済における人の数の問題はいわゆる人口問題である。人口問題はいろいろの形で現われるが、その最も具体的な姿は雇用問題であろう。それがわが国で如何に深刻な問題であるかを具体的に説明したい。

次に家庭経済における人の数の問題は、いわゆる家族計画の主要な背景をなすものである。家族員数と生活水準との関係は昔から認識されてきたが、経済理論的裏づけが必要と思われるから、生計費指数、エンゲル係数、需要弾力性等々の概念に触れるつもりである。

そして最後に家族計画と人口政策との関連に言及して結論としたい。

予算生活と新生活

埼玉大学助教授 稲葉ナミ

1. 家庭生活と経済
 - (1) 家庭の幸福は経済生活の安定から
 - (2) 物と人の面から考えた家庭経済
 - (3) 支出節約から収入増加へ
 - (4) 家計は国の経済に連らなる
2. 家庭生活の設計
 - (1) わが国の経済にあつた家族計画
 - (2) 経済計画（予算生活）
 - (3) 労働計画
3. 新生活と予算生活の実行
 - (1) 予算生活と家計簿
 - (2) 予算のたて方、運営、決算と反省
4. 栄養必要量をまかなう食物費
5. 家計簿の検討

理想配当と家計の実態（総理府統計局）

		理想配当	家計の実際
時 期		戦 前	昭和30年10月
対 象		中等程度の生活	全都市平均
世 帯 人 員		5 人	4.73人
生 必 要 活 費	食 物 費	65 { $\frac{30}{17}$ $\frac{5}{13}$ (%)	67.9 { $\frac{45.7}{6.3}$ $\frac{5.7}{10.2}$
	住 居 費		
	光 熱 費		
	被 服 費		
そ の 他 の 諸 費		35	32.1
計		100	100

註 その他の諸費内訳

医療衛生費	32.1	5.8 (%)
交通通信費		2.0
学校教育費		3.8
教養文化費		5.4
交際費		3.9
煙草		1.5
仕送金その他		9.7

支出の費目

I 実支出

1. 消費支出
- 生活必要費
 - 食物費 (主食, 副食, 調味料, 嗜好品)
 - 住居費 (家賃, 地代, 修繕, 家具什器, 水道料)
 - 光熱費 (電燈料, 燃料ガス, 薪炭など)
 - 被服費 (衣料, 寝具, 身廻り品, 洗濯手入れ保存費)
 - その他の諸費
 - 保健衛生費 (入浴, 化粧, 医薬, ちり紙等)
 - 教養費 (学校教育費, 家族教養費)
 - 交際費 (交通, 通信, 贈答, 接待等)
 - 小遣費 (夫, 妻, こども等)

2. 非消費支出—公課費 (税金, 社会保障費)

- II 実支出以外の支出
- 貯金
 - 保険
 - 借金返附
 - 掛買払

消費単位と栄養必要量

年 令	消費単位		年 令	栄養必要量	
	男	女		男	女
0~1 (才)	0.3				
2~4	0.4		1~3 (才)	0.45~0.6	
5~7	0.5		4~6	0.65	
8~10	0.7		7~9	0.75	
11~14	0.8		10~12	0.85	
			13~15	1.0	0.9
15~20	0.9		16~20	1.1	0.9
21才以上	1.0	0.9	21~60	1.0	0.85
			60才以上	0.8	

家 計 簿 I

国家公務員 家族4人 (消費単位 2.8)

夫34才 (1.0) 妻28才 (0.9) 長男5才 (0.5) 次男3才 (0.4)

収 入 23,950 (手取り俸給 22,900円菜園養鶏 1,050円)

支 出 23,950

食 物 費	11,130	
{ 主 食	3,600	配給米 17 キロ, 麦 8 キロ, 籾米 3 升, その他
{ 副 食	6,630	現金 5,580, 現物 1,050
{ 調 味 料	1,500	みそ 500 匁, 油 1 升, 醤油 2 升, 砂糖 3 斤牛乳バター
住 居 費	1,030	市営住宅費 800円, 家具 200円, 防犯費 30円
光 熱 費	1,200	電燈料 300円, 水道料 110円, 石油, 薪
被 服 費	1,500	下着類

その他の諸費	9,600	
保健衛生費	1,100	入浴, 理髪, 石けん, 虫下し, クリーム
教育費	1,000	幼稚園 600円, 絵の月謝 150円
修養娯楽費	1,200	新聞, 雑誌 2冊
交通費	500	
職業費	2,000	通勤費, 煙草代
雑費	440	鶏のえさ 290円, その他
税金	750	
貯金	2,100	現金収入の 9.2%

エンゲル係数 52.7 消費単位当り食物費 3,975円

主食対非主食 1 : 2.7

家 計 簿 II

銀行員 家族 5人 (消費単位 3.5—3.2)

夫 33才 (1.0) 妻 30才 (0.9) 長男 8才 (0.7) 次男 5才 (0.5)

長女 3才 (0.4)

収入 手取り 37,036

支出 37,036

食物費	12,048	
主食	3,017	夫の昼食は給食
副食	4,631	1日 150円
調味料	1,334	
嗜好品	3,066	牛乳, 果物, 菓子
住居費	185	家具費
光熱費	1,536	
被服費	1,365	

その他の諸費	21,657	
保健衛生費	1,915	
教育費	2,540	
交通交際費	1,627	
小遣費	7,050	夫 5,000 妻 1,000 こども 300円ずつ
交際費	4,000	
貯蓄保険	3,525	収入の 9.5%
予備費	1,000	
エンゲル係数 41.1		消費単位 3,765 (3.2 として)
主食対非主食 1: 3		

家 計 簿 III

地方公務員 (未亡人) 家族 8 人 (消費単位 7.0)

本人 (0.9), 母 65才 (0.9) 病氣療養中, 弟 25才 (1.0) 無職, 妹 23才 (0.9) 病氣療養中, 長男 17才 (0.9), 次男 17才 (0.9), 長女 13才 (0.8), 姪 10才 (0.7)

収 入 22,850 手取俸給 22,400 現物 500

支 出 22,850

食 物 費	9,860	
主 食	4,600	
副 食	5,060	(内現物 500円)
住 居 費	900	
光 熱 費	700	
被 服 費	1,980	
その他の諸費	9,410	
保健衛生費	1,100	

教 費 養	1,720	
交 際 費	1,550	
娛 楽 費	480	
雑 費	460	
税 金	1,100	
貯蓄保険	3,000	収入の 13.4%
<p>エンゲル係数 49.7 消費単位当り食物費 1,409</p> <p>主食対非主食 1 : 1.05</p> <p>養鶏, 養豚の収入は食物にあてず不足を補う。</p>		

衣生活の改善

東京家政学院大学教授 田中ちた子

1. 衣生活改善以前に考えたいこと

衣生活を、どんな風に改善するかということを考える前に、我家の生活目的は何であるか、また、その目的に適合した生活体制を如何にととのえるかという目的意識を確立しなければ改善の意味がはつきりしません。

此の中の衣生活が極端に華美になり流行を追うことに人生の目的があるかのように見受けられる今日ですが、これが本当の衣生活であるかどうかをよく考え、むしろ衣生活がどんなに簡素に、便利に、能率的に無駄がなく計画され実行されるかということ、そのための設備をし技術を習得することが考えられなければなりません。この様に余程しつかりと生活目的を持たなければ衣生活の改善は覚束ないことになりましょう。

我家の生活目的の実現のためにも、又、生活準備金を持った精神的に余裕のある生活をするためにも衣生活の合理化を実行したいと思います。

但し、衣生活の合理化も改善も、我家にふさわしい方法をとることが大切です。どんなに理想的なことでも、そのために家族の心持が外を向いてしまつては無駄なのですから我家の目標を実行計画との間に無理のない線を見つけ出したいものです。

2. 衣生活改善の実際

(1) 使用目的によつて布地を選ぶこと。

繊維の特長を知つて使い道をきめる。作業衣には摩擦に強いビニロン繊維がよく通勤用ブラウスには洗濯に丈夫で黄ばみにくい白のベンベルグを用い生成盛りの子供たちは純毛の約三分の一の値段の化繊を使うという様な考え方をする。

(2) 使用目的によつて型を選ぶこと。

動きにふさわしい型をえらぶこと。作業衣は七分袖、長ズボン又はモンペ、袖口、裾口の防寒編物を補助的に使用する。

家の作業には七分袖のブラウス、ゆとりのあるスカート多少夢のあるエプロン。

(3) 時間の経済になる様に改善すること。

裁縫、洗濯、手入などに時間のかからない様にしたい。夜具のかいまきを毛布にする。家庭着の袴を化繊の袴なしの単衣物にする。

(4) 衣類の持数を少なくすること。

なくてはならぬ品だけを考えてえらび、持数を少なくする。少いと手入が行届き、整頓もし易い。

3. 衣類の洗濯と保存の実際

(1) 洗濯を楽にする工夫

洗濯する場所、水はけ、風の当たらない場所、洗濯流しの高さ、物干竿の方向などに注意する。

(2) 繊維と洗濯剤の組合せ方

洗濯ソーダ、固形石鹼、粉石鹼、合性洗剤、アルカリ性合成洗剤と、木綿、スフ、人絹、絹、毛織物、化繊との組合せ方の基礎になる考え方

(3) 防虫法と防湿法

防虫法の使用法

黴のふせぎ方、黴のとり方、防湿剤の使用法。

食生活の改善

栄養改善普及会常務理事 近藤とし子

1. 食による人間改造について

正しい食生活によつて人間の体位を改造すること、健康をさらに増進させる事、寿命をのばすこと等が可能であるという実績はあちらこちらですでに上つている。

2. 正しい食生活は何か、そして何から始めたらよいか

- A 栄養家計簿のつけ方
- B 栄養食糧生産の方法
- C 農繁期の食事及び保存食
- D 家庭行事

3. 保育所、幼稚園、学校、病院、工場等の給食はどうなっているか

母親の多くは保育所、幼稚園、学校等の給食に案外無関心であるが、発育期の子供の成長にとって三度の中の一食のとくに活動期の昼の食事やおやつは重大な関心事でなくてはならない。

又工場、病院等の施設における給食等についても殆んど無関心である。

- A その改善点は何であるか
- B 食生活改善運動のあらまし
- C 日本人の栄養はどうなっているか

4. 食生活改善と家庭及び地域の関連について個々の家庭をみ、或いは地域社会をみるときに、科学が素直に入つて行けない幾多の因子が山積している。その主なものを検討してみる。

- A 食事献立は家族の誰に目標をおくか
- B 何故毎日の食事が農村ではとぼしくなるか——冠婚葬祭との関係

5. 家庭管理面からみた食生活

家庭も又小さい乍らも、翌日の労働力を再生産するための工場である。してみれば台所は食品工場であり、家計簿記帳や働き方の工夫等は家庭経営の問題である。工場においても經理士が配置された工場経営を総合的に検討して生産能率を高めている様に家庭では主として主婦がこの役割を果さねばならぬ。

その様にしてはじめて「生活の分業」いいかえれば男女の基本的人權がなり立つ。

6. 結びとして

食の新生活はどうすすめたらよいか

資料

食品名	国名	ビ ル マ	セ イ ロ ン	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ヤ	日 本	朝 鮮	マ レ イ	パ キ ス タ ン	フ イ リ ツ ピ ン	タ イ
穀類		154	118	114	128	150	148	163	153	118	136
いも類		8	38	8	57	67	24	25	5	93	46
さとう		6	13	10	6	3	1	9	12	11	6
食用油		3	4	3	3	1	5	7	2	5	7
豆類		10	4	18	3	2	20	19	11	12	17
果物やさい類		72	100	37	59	74	53	101	37	15	101
肉類		3	4	3	5	2	2	4	4	3	4
牛乳		8	9	43	1	4	3	13	73	36	13

	全 国						全 都 市						郡 部						栄 養 基 準 量	
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	24年	25年	26年	27年	28年	29年		
成人 換算 率	蛋白質	0.855	0.853	0.903	0.891	0.891	0.895	—	0.859	0.885	0.878	0.883	0.887	0.853	0.850	0.918	0.900	0.896	0.902	—
	熱 量	0.836	0.829	0.854	0.857	0.848	0.853	—	0.810	0.838	0.838	0.839	0.862	0.849	0.838	0.899	0.869	0.855	0.862	—
蛋白質 g	動物性	14	17	19	23	22	22	—	21	23	25	25	24	12	15	17	21	20	20	総蛋白質 の30% 以上
	植物性	51	51	49	47	47	47	—	50	47	46	44	45	53	52	50	48	48	49	
	計	65	68	68	70	96	69	—	71	70	71	69	69	65	67	67	69	68	69	
脂 肪	gr	16	18	18	20	20	21	—	21	21	23	22	24	15	16	16	18	19	19	30
含 水 炭 素	gr	423	418	424	412	403	403	—	394	398	390	381	381	437	430	439	427	418	420	—
熱 量	cal	2,097	2,098	2,125	2,109	2,068	2,074	—	2,041	2,061	2,042	2,002	2,010	2,140	2,126	2,171	2,153	2,112	2,122	2,180
無 機 質	カルシ ウムgr	0.20	0.27	0.27	0.37	0.37	0.36	—	—	0.27	0.35	0.35	0.34	0.20	0.26	0.27	0.39	0.38	0.38	1.0
	磷 gr	1.80	1.82	1.82	1.79	1.84	1.82	—	—	1.82	1.78	1.82	1.78	1.80	1.66	1.81	1.79	1.85	1.85	—
	鉄 mg	47	46	49	65	61	60	—	—	50	63	58	58	46	44	47	67	62	62	10
ビ タ ン	A IU	2,416	2,459	2,262	2,700	2,721	2,814	—	—	2,292	3,014	2,902	3,047	2,335	2,417	2,245	2,496	2,601	2,640	3,700
	B ₁ mg	1.60	1.52	1.58	1.14	1.07	1.12	—	—	1.61	1.18	1.11	1.08	1.60	1.50	1.58	1.12	1.05	1.15	1.2
	B ₂ mg	0.7	0.72	0.76	0.66	0.65	0.66	—	—	0.79	0.66	0.65	0.65	0.7	0.69	0.74	0.68	0.64	0.66	1.2
	C mg	115	107	99	77	72	75	—	—	88	75	72	74	118	112	105	79	71	76	60

家庭衛生と公衆衛生

—蚊とはえの駆除—

厚生省公衆衛生局 橋本正己

1. 沿革

このしごとは、戦前には、防疫のひとつの手段として消極的に行われていたに過ぎなかった。戦後、積極的な環境衛生の施策としてとり上げられたが、始めは重点が都市にむけられ、しかも、都市が設置する衛生班の活動が中心で、これに委せきりであったため、国民の関心も乏しく、余り効果は上らなかった。一方、農村から蚊やはえをなくすることは夢にすぎないと考えられていた。ところが昭和25年にたまたまこれまでの補助金が平衡交付金に切りかえられたのを機会に、この仕事のために各府県に数ヶ所のモデル地区が設けられ、その後昭和27年からは一定の計画の下に、地域社会の人々が力を協せて組織的に努力する方式を確立し、これによって、推進された結果、この仕事は生活と生産に深く結びついた予想外の効果のあることが次第に実証され、大きな反響を呼んで、農山漁村を中心として広く全国的に普及する気運にある。昭和29年8月末現在、これらのモデル地区の数は約3000ヶ所、対象人口約800万人を算え、特に広島、長崎等では、すでに県全体の大規模な民衆運動にまで発展しつつある。

また一方、都市においても、衛生班の活動と相俟って、特別な地区では、住民の組織活動が行われ、横浜、川崎、広島、長崎、大牟田市等においてはかなりの成果が収められている。

2. モデル地区における成果

1. 一般的な効果

環境衛生の面 蚊やはえがいなくなり、毎日の生活が気持よくなったばかりでなく、便所やゴミ箱、水だまりの始末などの発生源の除去と関連して、清掃清潔がおのづから徹底した。

予防衛生の面 蚊やはえによって媒介される伝染病、特に赤痢の減少がいちじるしい。その他、乳幼児の下痢腸炎の減少が注目されている。

広島県における「蚊とはえの駆除」実施地区と実施しない地区
における伝染病発生状況 (昭和28年度)

区分	地域区分	病名					計
		赤痢	疫痢	腸チフス	パラチフス	日本脳炎	
発生数	実施地域	59	28	2	2	2	93
	実施しない地域	1,617	413	79	17	31	2,157
発人口 10万 率対	実施地域	15.2	7.2	0.5	0.5	0.5	2.37
	実施しない地域	96.5	24.6	4.7	1.0	1.8	128.6

〔註〕 対象人口
 実施地域 386,606
 実施しない地域 1,674,283
 計 2,060,889

実践教育の面 この仕事は正しい知識や技術の外、地域社会の規模における協力的な実践を必要とし、しかも、その実践の効果が速かに具体的に現われるため、一層実践意欲をもちたて、この仕事を通じて、しらすしらすのうちに、手洗の徹底、窓明け、ふとんほし、予防接種の励行など健康生活が習慣づけられるため、公衆衛生に関する実践教育的な効果が大きい。

2. 医療費の軽減

この仕事を継続して行っている地区では単に蚊やはえによって媒介される伝染病が減少するばかりでなく、衛生思想が向上すること、健康的な生活が習慣づけられることなどの総合効果として、住民の健康が大いに増進し、いろいろな病気も減少する結果、医療費の軽減がいちじるしい。

どんな病気がへるかを2.3の地区で調べてみると、呼吸器や消化器の病気の減少が特に目立ち、また、小児や老人の病気が少くなっている。

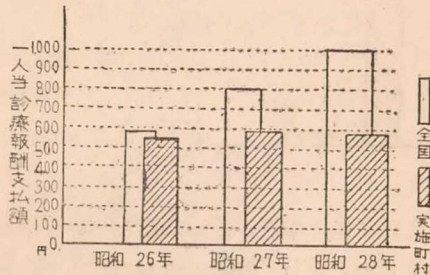
蚊やはえのいないきれいな環境が、次に述べるように、牛や豚や鶏の健康に

大きく影響するところをみても、人間の健康増進に大きな力となることは当然である。

社会保障制度の健全な発展のために、生活環境の健全化が如何に必要であるかがよく理解されるであろう。

「蚊とはえの駆除」実施町村における国保診療報酬支払額の推移

年次		昭和 26 年	昭和 27 年	昭和 28 年
区 分		円	円	円
蚊とはえの駆除を継続 実施した 16 県 22 町村		550.6 (100)	593.7 (107.8)	581.8 (105.7)
全 国		580.2 (100)	787.4 (135.7)	988.0 (170.3)
平 均				



〔註〕 (1) 表中の数字は、人口 1 人当り年間の国保診療報酬支払額、括弧内の数字は、昭和 26 年度における分を 100 とした場合の夫々の比率を示す。昭和 26 年以降は単価の改訂等のため、1 人当りの支払額は増加を来した。然るに「蚊とはえの駆除」を実施した町村においては、殆ど変動がない。この事実は相対的に医療費の著しい減少を示すものである。

(2) 本調査成績は、町村の中、次の各条件に該当するものを対象としたものである。

(a) 昭和 25 年又は 26 年から町村の全域に亘つて組織活動によって「蚊とはえの駆除」を開始し、継続的に実施しているもので、調査期間中対象人口に略異動のないもの。

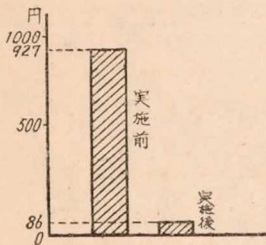
(b) 昭和26年以前より国民健康保険を実施し、調査期間中その対象人口に略異動がなく、また保険料率に変動のないもの。

3. 家計の節約

一般の家庭が、これまで、蚊とり線香、のみとり粉、はえとり紙などに支出していた経費をしらべてみると、一家庭年間平均約1,000円であるが、この費用が殆んど不要となる。

また蚊帳の修理や購入の必要がなくなる。従って、この仕事のために、かりに一家庭平均500円程度の薬剤費その他が必要であるとしても却って経費の大きな節約となる。

蚊とり線香、のみとり粉等の経費の節約状況



〔註〕 (1) 43都道府県の代表的地区に関する調査成績

(2) 数字は年間一家庭当りの所要経費

蚊やアブに悩まされずに、牛馬が静かに落ちついて飼をとるため、これまでのように「喰い振」がなくなり、20県31町村の調査では飼料が年間平均約19%の節約となっている。

4. 社会教育上の効果

この仕事は単に健康に関する効果があるだけでなく、お互に協力して実行しているうちに、自然と生活に対する健全な意欲が生まれ、やがて総合的な生活改善へと発展する傾向が強い。

全国的にみて、この仕事の推進力となっているものは、婦人団体や青年団が多いが、特に健全な青年運動と地域社会の指導者の育成に役立つところが大きい。こうしてこの仕事を通じ一般の公民意識が昂揚され、この結果は例えば、

納税成績の向上や、共同作業に対する参加率の増加、共同貯蓄の累増などに具体的に現われている。

5. 生産上の効果

のみや蚊にせめられず、安眠できるため、勤労意欲が高まり住民の作業能率が向上した。

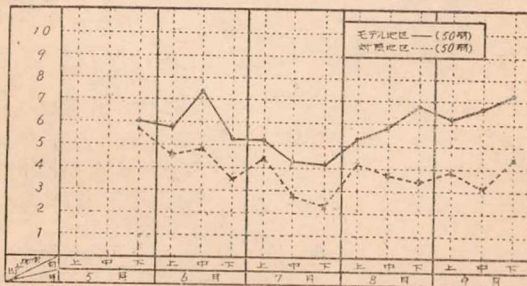
牛、馬、山羊、豚、鶏等の疾病がほとんどなくなり、体重が増加する。この結果牛馬の作業能率もいちじるしく向上する。

このように家畜の健康が増進されるため、牛乳や山羊乳、鶏卵などの生産がまし、何れの地域でも年間20%程度の増産が報告されている。

「蚊とはえの駆除」実施地区における牛乳・鶏卵の増産状況

区 分	年間における増産率	備 考
牛 乳	18.8%	22府県33町村についての調査成績
鶏 卵	19.2%	28府県56町村についての調査成績

静岡県小笠郡河城村における鶏産卵数比較表



〔註〕 産卵数は各10日間における1羽平均の産卵数を示す。

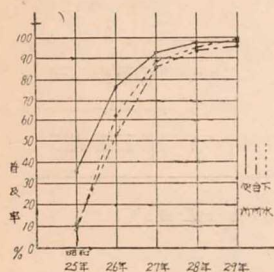
(参考) 千葉県調査で、従来仔豚が生後6ヶ月で13貫にしかならなかつたものが、蚊はえを駆除してからは、生後5ヶ月で20貫になった。また、東北大学の調査によれば、東北地方の農村の牛馬の小舎には夏の間、一晚平均1ヶ所当り、約5,000匹の蚊が侵入し、約80グラム吸血する。

6. 総合的な生活改善への発展

蚊はえ等の駆除に成功した地区においては、ほとんど例外なく、この仕事がきっかけとなって、地方の実情により、いろいろな方面に生活改善が具体化し発展していく事実がみられる。特にこの仕事を通じて、家計の節約、生産の増加など経済生活にゆとりができること、合理的なものの考え方が自然のうちに養われること、環境の改善の心地よさがしみじみ体験されることなどによって、台所、便所、下水など、生活に身近な施設の改善が急速に普及する傾向が強い。

いまその2.3の例をあげると次の通りである。

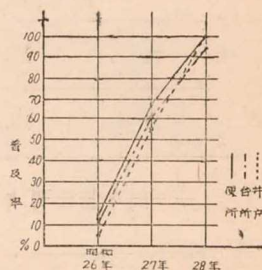
長野県諏訪市の事例
(人口 35,966 戸数 7,967)
事業開始 昭和25年 4月



〔註〕 台所・流しの設置, 排水施設,
採光改善

便所・便池の密閉防虫金網
下水・コンクリートによる測溝
の整備

静岡県小笠郡河城村
和田部落の事例
(人口 569 戸数 95)
事業開始 昭和25年4月



〔註〕

1. 施設改善については、改造及び新設を含む
2. 便所、台所、井戸等の施設の改善のため昭和26年～28年の間に支出された経費は合計 3,199,300円に上っているが、これは全部各戸の負担であり、鶏卵の増産による卵貯金等によって、むりなく支出されている

こころみに、こうした発展のあとを生活改善や新生活運動の模範として表彰をうけた地区の実績についてみよう。

例えば、昭和29年度の新生活総合第一位として総理大臣賞をうけた山形県楡

引村は、まづ蚊とはえの駆除を主題とした活動を始めたところ、その効果に刺戟されて、次第に便所、井戸、台所などの改善から更に食生活や衣生活の改善にまで発展したものである。同じく新生活の厚生大臣賞をうけた山梨県西浜村や労働大臣賞の愛知県江南市は、いづれも簡易水道の布設がきっかけとなって、蚊とはえの駆除が始り、この組織活動が次第に総合的な生活改善へと発展した例である。文部大臣賞の高槻市芝生部落はまづ「明るい住みよい部落」を目標に、蚊とはえのない村造りから始っている。

この外、これまで生活改善に関連して表彰された多くの実例をみても、その大部分は環境衛生の仕事が中心であり、しかも蚊とはえの駆除から始ったものが多い。

都市においては、組織活動による蚊やはえの駆除が困難のように考えられていたが、東京都渋谷区三谷町や呉市長浜町は、組織活動によってまづ蚊やはえの駆除に成功し、この仕事から更に総合的な生活改善にまで進み、両地区とも環境衛生賞によって表彰されている。

住生活の改善

早稲田大学教授 今和次郎

1. 住生活の意義

休養の基地であるという意識について。

現在の国民住生活の展望

2. 住生活にみられる伝統

迷信、儀礼、接客の座であるという因縁についての分析

3. 保健衛生的立場からの改善

日射、暖房、通風、換気、給排水、便所等について

4. レクリエーション的立場からの改善

庭、室内、家具、器具等について、タタミ式か椅子式かの問題等

5. 家事能率的立場からの改善

台所設備、棚、押入等について

6. アパート生活の新しい建設

都市に普遍化しつつある多層建のアパートにおける住生活の問題

7. 農村住宅の改善

農村住宅改善が進行しつつある状況について

家庭道徳と社会道徳

東京教育大学教授 文学博士 原 富 男
社会道徳協会常任理事

A(1) 生きている現実

- a・おどろき——うたがい——絶望
- b・絶望の原因「なにか」「なぜか」
- c・とにかく生きている。撰びとつたことではない。

(2) 生きている以上、生きぬかなければならない。 生きようとする意欲。
(仏説——毒矢に射抜かれた男の話——)

(3) いかに生きるべきか～もつともいい生きかた。
(事実と当為の関係)

B(1) もつともいい生きかたをするためには、まず現にある事実。をみきわめなければならない～世界の解釈

- (2) およそ「もの」のありかた一個別的で相対的(ささえあい)
- (3) 「人間」存在の論理～「仁」～「愛」。

以上がだいたい哲学の問題

C(1) 現実～事実を離れては何もない。形而下的と形而上的～およそある「もの」が個別的で相対的である、ということはどのような「くみたて」になっているか。物があるためには「場所」がなければならない(「わたし」と「あなた」の例) およそ「もの」があるよう～あるべきようにある調和。

(2) 道徳(形而上的と形而下的との経験における合致)は、この調和をこの現実に実現するための行(実践)

例 (a) オーケストラのたとえ

例 (b) 「父子」(「人倫」)

(3) 「場」(「人倫」～「人間」)のひろがり「たて」(時間)と「よこ」(空間) 近いところから遠いところへ。道徳的善は個別的であるからわからない

ではない。

わかっているが、やらないという事実が問題である。

ここに人の独立と自由が要請される。

以上がだいたい道德の問題

D(1) 家庭道德と社会道德

(2) 「人間」存在の論理 存在としてはすべて五分と五分の支えあい。

(3) 「たて」の関係から「よこ」の関係へ～封建的——からの解放。家族～家庭的利己の克服。戦前の家とおきかえるべき家庭～家族。

(4) 社会は「人間」一般とおきかえられる。

ただし「人倫」の実現は手近かにある～「道」は近いところにあるが、人はとかく遠いところに求めたがる。だからむずかしくなる。

家庭教育と社会教育

東京都社会教育審議会委員 山室民子

緒言 新生活運動と家庭教育，社会教育との関係語りたい。

1. 家庭教育

(1) その歴史

歴史的に見て，日本人は家における教育，職業的訓練，しつけを重んじた。

(2) 今日における家庭教育の位置

教育は学校に限定せらるべきではなく，家庭も大切な教育の場である。

(3) 家庭教育のあり方

母親が中心である。

母性愛も淘汰されなければならない。

2. PTA

(1) その沿革

(2) その現状と影響力

(3) PTAの役割

家庭と学校，両親と教師と提携，向上させる。

3. 社会教育

(1) 社会教育とは何か

その意義

(2) 社会教育の機構組織

文部省，地方教育委員会，社会教育委員等他の官公庁との関係

(3) 社会教育施設

公民館とその組織

図書館とその組織

博物館，学校施設等

4. 社会教育団体

(イ) 婦人団体

1. その種類

地域団体，文化団体，その数，内容等

2. その計画及び事業

3. その社会的影響力

(ロ) 青年団体

1. その種類

日青協，ボウイ・スカウト，4 Hクラブ等々

2. その教育的意義と影響

(ハ) 青年学級

5. 社会教育の内容

政治，文化，職業，科学，衛生，純潔等の各項目を含んでいる。

結語 新生活指導は，家庭教育，社会教育と密接な関係を保ち，それ等と相提携して行わるべきである。

なお，地域社会の事情により，社会教育の形態も内容も自ら異なるのが常である。それらの事情を調査もし，理解して提携すべきはもとよりである。

時間が許せば新生活指導の心構えについても語る積りである。

家庭法律の智識

弁護士 久米 愛

家庭と法律と云つても、範囲が非常に広く、借地借家、税金、借金等に関する法律も私達の日常生活に身近いものと云えます。しかし、短い時間ですべてをお話しする事は出来ませんので、今回は主として家庭生活に一番近い身分法即ち、家族の關係の法律についてお話します。

終戦後、日本の社会は、色々の方面に、急激な変化をうけました。そしてその変化の方向は、「日本の民主化」であつたと思います。この「日本民主化」のために、最も大きな変化を受けたものの一つは、私達の家族關係の法律でした。というのは、私達の家族關係は、旧憲法、旧民法の許では、家族制度という封建的なわくにはめられており、最も非民主的なものであつたからです。こうした法律は到底民主的な社会では存在を許されません。もつとも、法律が變つたからといって、私達の家族關係が法律通りに直ちに變つたとは思えません。少なくとも日本の新しい家族法は、私達家族生活の民主的なあり方を示していると言えます。

順を追つて、法律の大要を説明しましょう。

1. 家族關係が、家族制度から個人単位に移り「家」という觀念がなくなり、「家」が先であつて、個人がそれに従属するのではなく、個人が、妻も夫も親も子も、人間の尊嚴を取戻した。

2. 夫婦の關係

結婚の成立、夫婦の權利義務、離婚等につき、夫婦が平等の權利を有するという基本觀念の上に、法律が定められている点、殊に旧法とはどのように違ふか。

3. 親子の關係

父の單獨親權から父母の共同親權になり、親權が、専ら子の利益のために

与えられたものであることを明確にする。

4. 扶 養

現行法の扶養と旧法の扶養の相違

5. 相 続

家族制度がなくなつたので当然家を継ぐ家督相続はなくなり、相続は遺産の分配にすぎない事になつた。又、子供は相続に於て平等の権利を持つようになつた。殊に妻が相続権を得た事は大きい変革である。

精神環境と新生活

最高裁判所家庭局 技官 土井正徳

あたえられたこの課題について、大略次の観点からとりあげてみたいと思います。

1. 新生活の目的の一つとしての新しい精神環境をつくり出すこと
2. 新生活の目的の一つは新しい人格（パーソナリティ）を構成することであること
3. 精神環境はそれぞれの人間の生活の場として、パーソナリティを構成している欠くことのできない因子であること
4. パーソナリティの構成にあたっては、ある生活の場においてさらにある特定の契機が必要であること
5. 児童のパーソナリティの構成において感情移入 empathy の機能
6. 児童のパーソナリティーの自覚と自信における同一化と反射的評価 identification & reflected appraisal の機能

このように書いてみると、何だか大変むづかしいことのように考えられますが、実際の内容はそうではありません。

誰れでも新しい好ましい生活を建設しようという希望をもっているにちがいないし、その希望の中の一つに「新鮮な好ましい精神的ふん囲気が充満した生活を」ということが必ず入っているものです。それは必ずしもその人の現在の精神的ふん囲気が窒息しそうな、腐ったような臭気であるというわけではなく、かくわしいバラの香気みたいなものであるかも知れませんが、現実の生活はことばのとおりには生々しく活きているものですから、そのままに放置しておくとも高い香気は消え去り、あとには沈滞した古びたにおいがのこるばかりです。常に清新な感情と知性とをもつて、新しいふん囲気をかもし出してゆかなければなりません。

そして新生活の目的の一つ——重要な一つが——新しい好ましいパーソナリティをつくることであることはいうまでもありませんが、この新しいということは、精神的ふん囲気のばあいと同じく、常に清新な健全な希望をもった生産的——産業関係の意味ではありません。産出的といつてもよろしい——なパーソナリティは絶えずつくりあげてゆくことです。しかもこの清新な産出的なパーソナリティとはつらつたる精神的ふん囲気とは、おたがいに関係しあつて、互につくりあつているものです。

新鮮な好ましい精神的ふん囲気と健全な産出的パーソナリティが大ぜいに関係しあつて存在するとき、それが沈滞しないでともにも不断の創造的な発展的前進をつづけるためには、その前進を明るい希望と中断することのない持続力でもつて促進する力とそのきつかけとがなければなりません。生活は生々しく常に生きているものなのです。紙に印刷した名文だとか理屈ではありません。

児童がこうした新生活において主役の一員であることは申すまでもないことで、児童こそは、正にその生活において、この社会において、清新な創造者パーソナリティと発展的生活を建設しているのです。しかも何らのことばや理屈なしに、そして新生活運動という名があろうとなかろうと。

しかし創造的、産出的な児童のパーソナリティをつくりあげる重要なものとしては主として大人の社会とその社会をつくつている個々の大人による精確的ふん囲気とがあります。児童は「感情移入」だとか「同一化」だとか「反射的評価」というような心理的作用によつて大人によつてそれぞれのパーソナリティをつくりあげ、それによつてまた精神的ふん囲気をつくつていきます。それはすべての児童にとつて生涯の新しい体験です。清新ではありません。純真ではありません。しかし好ましいか好ましくない、建設的であるかどうか？それは大人がどうであるか、また新しい精神ふん囲気を絶えずつくつてゆくそのときどきの力ときつかけが何であるかによつてきまることです。その力ときつかけとは？

ホーム・マネージメントと新生活

国立公衆衛生院技官 駒 田 栄

§ 家庭管理の意義と目的

§ 家族の循環と家庭管理

第 1 期：結婚から第 1 子の生れるまで。

第 2 期：第 1 子誕生から末子が学令期に入るまで。

第 3 期：末子が成年に達し結婚するまで。

第 4 期：子供達が皆結婚してしまった後。

与えられた一生涯を通じての生活に計画性をもつには、以上のそれぞれの期間におこる種々の問題をとらえ、適切してゆく心構えが必要である。

§ 家庭管理の方法

家族の全員が幸福で、満足な充実した人生の終着駅え到達するには、主として次の 3 つの要因を考慮することが必要である。

すなわち、おかね、時、労力（能力）

ただし、これらの要因には限度がある。この限度をいかに克服し、これ等の要因をいかに合理的に編成し最も有効に活用するのが、家庭管理の方法の根幹である。そのおもなケースについて説明する。

グループ活動と新生活

都立大学助教授 三井為友

1. グループ活動とは何か。
2. グループ活動はどのように行われているか。
3. グループはどのようにして出来上がるか。
4. グループ運営の上での困難にはどんなものがあるか。
5. グループにおける異質的なものの役割。
6. 新生活運動の正しいあり方とグループ活動。

以上「講義式」でなく「討議式」によつて進めますので、参加者が右各課題について考えて来て下さることを望みます。

レクリエーションと新生活

東京都教育庁青少年教育課主事 石川光隆

1. 現在の私達の生活をよく見つめ、考えてみよう。

- (1) 封建的な慣習がのこされている。
- (2) 非科学的、非能率的な生活が多い。
- (3) 健康保持のための対策が少ない。
- (4) 精神的なゆとりがない。

2. 一般にレクリエーションはどんな風に考えられているか。

- (1) 趣味活動として
- (2) 慰安娯楽として
- (3) 行事的（人集めの手段として）なものとして

3. レクリエーションをどのように生活化して行くか。

- (1) レクリエーションをどう考えるか。
 - (イ) 健康な身体の特主になるために
 - (ロ) 喜びある生活をいとなむために
 - (ハ) 働くことを喜び且能率的にするために
- (2) レクリエーションはどのように必要とされるか。
 - (イ) 現在の生活様式から
 - (ロ) 社会的要請から
 - (ハ) 人間の生来の慾求から
- (3) レクリエーションと生活との結びつき

4. 新生活運動とレクリエーション

- (1) 生活時間の再検討
自由時間のねん出
- (2) 自己の趣味の発見

- (3) レクリエーション施設の拡充
 - (4) 単独でなく共同で楽しみ合える態度
 - (5) 生活向上への意欲
5. レクリエーション活動のために
- (1) 個人のレクリエーション
 - (2) 家庭でのレクリエーション
 - (3) グループ、集団でのレクリエーション
 - (4) 職場でのレクリエーション
6. レクリエーションの計画、実施について
- (1) 事業計画の立て方
 - (2) 年中行事とレクリエーション
 - (イ) 年令別
 - (ロ) 季節別
7. レクリエーション指導のために
8. レクリエーション種目とその展開

最後に、

- 1. レクリエーションをどうを考えるべきかについて理解できたかどうか。
- 2. レクリエーションを生活に結びつけておしすすめてゆく方策が理解できたかどうか。

共同学習の指導

文部省社会教育課事務官 塩 ハマ子

1. 共同学習とは

1人1人の生活上の課題や問題点を解明し生活を高めて行くためのグループによる自主的な学習である。自主性を尊重し、グループ員同志で磨き合い、励まし合い、1つの学習を進め、実践へと高めてゆくものである。

その実践の効果を期待すると共に学習過程を重視し、人間的成長、社会人としての成長を期待するものである。

(1) 問題を出すのも、考えるのも、グループのメンバーである。

1人1人の自主性を尊重し、正しく伸ばし、視野を広め、実践力を高めてゆくところに、共同学習の目標がある。

(2) 1人1人の持っている問題を持寄り、みんなで考え、みんなの共通の問題として学習し、その集りの中で個人の力の総和以上の力を出してゆく学習である。

(3) 1人1人が自由な意見をもち、お互同志の学習を通じて、新しい人間関係をつくり、新しい時代に処する生活態度を身につける学習である。

(4) 単に智識や技術ばかりでなく、実際に行うことによつて、事実より学び又、学ぶことによつて新しい道を見つけ、課題を解決する態度と能力を身につける学習である。

2. 何故共同学習をするか

日常生活の中にある問題は、殆どどの課題が社会的、時の流れに関係が多く、個人生活で解決出来る範囲は限定されてきている。

生きた現実の社会の中から出てくる問題を正しく把握し、正しく解決してゆくための学習は1人1人のそれでなく、みんなで一諸に考えて行く必要がある。

共同学習の効果

- (1) 実際の生活にもとづいた考え方、判断力、実践力、をつくっていく
- (2) 本当のことを求める態度をつくる。
- (3) 悩みや課題を客観化していく。
- (4) お互いの個性を認め合い、人格を尊重し合える人間になる。
- (5) お互いの結びつきを自覚し、共同性を高め、豊かな公民性を育てる。

3. 共同学習のすすめ方

- (1) 人数——話が全員に及び、全員の意見、考え方が出される範囲がよい。あまり多い集りは、話合や討議も不十分で相互の考え方をまとめてゆくことも不可能となる。

人数の多い時はこの考え方により、数グループに分れて研究することが望ましい。

- (2) 参加者の差異——参加者の質的相異の問題であるが、その水準は或程度そろっていることが必要であるが、水準ということは、経験なり問題に対するの遠近等（問題を強く感ずる者と余り感じないもの）がそろっているという意味である。1人1人の個人差があるということは学習を進めて行く上に大きなよい役割を果すものであることを忘れてはならない。
- (3) 共同学習は「われわれ」といつた仲間意識を育てながら、民主的人間関係を育ててゆく学習である。

4. 共同学習の方法

- イ、悩みを出し合う。困難や、ねがいを出す。
- ロ、問題を限定する。
- ハ、学習の仕方をはつきりきめておく。
- ニ、解決の示唆をだす。
- ホ、観察や実践によつて実証する。
- ヘ、評価、反省を正しくして次に役立てる。

5. 指導者の立場

イ、素材提供者 ロ、助言者 ハ、伝達者 ニ、指導者

ここで云う助言者とは、共同学習に参加している人々が学習をつづけてゆく過程において当面してくるいろいろの問題について、専門的、技術的な立場から相談にのつてやることの出来る人であり、この助言者は学習が横にされることはないか、悩みや課題が本当の姿で出ているか、出すためのよいふん囲気がつくられているか、また出された問題が客観的なものへと高められているか、学習者達が必要としている智識や技術をもつた講師（伝達者）や図書や資料がどこにあるか、どうすれば得られるか、一歩先んじて見とうしをもち、適時、適切に助言してゆく立場をいう。

つぎに、ここで指導者といっているのは、学習に参加している人々の中にいるリーダーのことであり、世話人といった方がよいかも知れない。リーダーは、決して身分、地位、学歴等によつて決定されず、もつとも望ましいのは学習テーマの提案者であるべきで、つまり悩みなり、問題を出した者、ないしは、そのことについて失敗と成功、実践の経験を豊富にもつているものであることが適切である。

リーダーは、内容の面だけでなく、方法、技術の面でもグループを運営してゆくだけの技術方法、能力をもつことが必要である。

6. その後の発展について

イ、共同学習の小グループをつくる。

ロ、それぞれのグループがよく連携をとる。

ハ、広報活動を盛に行う。機関紙等をつくる。

Ⅳ 家族計画実地指導員再教育講習会概要

1. 開催要綱

1. 趣 旨

新生活運動の一環として家族計画を実施するに当り、家族計画実地指導員として企業体および地域において助産婦を配置する要望が起りつつある。しかるに、にわかにはその適格者を得ることは困難であるから、この要望に応えるため本会において右の家族計画実地指導員を企業体および地域に適合するように再教育しようとする。

2. 目 的

以上の趣旨に基き、企業体または地域の需要に応じ、適当なる素養あるものにして、都道府県の認定講習を受けた助産婦および保健婦に対し新生活運動の理念および新生活運動家族計画指導の実践に関する知識を与えることを目的として本講習会を開催する。

3. 対 象

優生保護法による政府の認定講習会を受け家族計画実地指導員の資格を得た助産婦、保健婦で満 50 才未満の者 40 名を講習対象とする。

4. 講師および担当科目

新生活運動の一環としての家族計画

人口問題研究会理事長	経済学博士	永 井 亨
人口問題と家族計画	慶応大学教授経済学博士	寺 尾 琢 磨
我国における家族計画	厚生省公衆衛生局長	山 口 正 義
受胎調節及び人工妊娠中絶	横浜市立大学 教授 医学博士	森 山 豊
乳幼児の哺育	愛育研究所長医学博士	内 藤 寿 七 郎
性教育の実際	文部省成年教育審議会委員	大 塚 二 郎
家族計画と性病	医学博士	雪 吹 周
家庭衛生	医学博士	渡 辺 定

企業体における家族計画

人口問題研究所調査部第四科長 篠崎信男

5. 期 間

昭和 31 年 6 月 18 日 (月) より 6 月 23 日 (土) まで 6 日間

6. 会 場

東京都港区麻布材木町 55 番地

地方職員会館 大会議室

家族計画実地指導員再教育講習会日程表

月日	時 間		講 義 科 目	講 師
	自	至		
6 月 18 日	9.00	9.30	受付登録	
	9.30	10.30	開 講 式	開講の辞 人口問題研究所長 経済学博士 岡崎文規
	10.30	12.00	新生活運動の一環と しての家族計画	人口問題研究会理事長 経済学博士 永井 亨
	13.00	14.30	人口問題と家族計画	慶応大学教授 経済学博士 寺尾琢磨
	14.30	16.00	家族計画と性病	医学博士 雪吹 周
6 月 19 日	9.00	10.30	性教育の実際	文部省成年教育審議会委員 大塚二郎
	10.30	12.00	我国における 家族計画	厚生省公衆衛生局長 山口正義

	13.00	14.30	家庭衛生	医学博士 渡辺 定
	14.30	16.00	乳幼児の哺育	愛育研究所長 医学博士 内藤寿七郎
6 月 20 日	9.00	10.30	受胎調節及び 人工妊娠中絶	横浜市立大学教授 医学博士 森山 豊
	10.30	12.00	企業体における 家族計画	人口問題研究所調査部 第四科長 篠崎 信男
	13.00	16.00	実 習 (実 務)	人口問題研究所調査部 第四科長 篠崎 信男 人口問題研究所 技 官 青木 尙雄
6 月 21 日	9.00	12.00	実 習 (見 学)	日立造船株式会社神奈川工場見学
	13.00	16.00	実 習 (見 学)	日本鋼管株式会社川崎製鉄所見学
6 月 22 日	9.00	12.00	実 習 (技 術)	国立公衆衛生院 技 官 久保 秀史 人口問題研究所調査部
	13.00	16.00	実 習 (技 術)	第四科長 篠崎 信男 人口問題研究所 技 官 青木 尙雄
6 月 23 日	9.00	10.30	閉 講 式	閉講の辞 人口問題研究所 総務部長 館 稔
	10.30	12.00	討 論 会	

2. 聴 講 者 名 簿

氏 名	生年月日	住 所	備 考
林 まつ子	明40. 4. 8	杉並区天沼 2ノ346	
柏 木 ゆう	明42. 7.29	杉並区阿佐ヶ谷 4ノ435	
宮 崎 雪 枝	明44. 6.12	渋谷区千駄ヶ谷 4ノ592	
矢 崎 ヤス	明42. 4.21	渋谷区穂田 1ノ133	
米 本 琴	大11.12. 9	荒川区南千住町 6ノ16	
町 田 貞 子	明42. 6.21	中野区小淀町 5	
内 藤 キクエ	明40. 3.23	中野区野方町 1ノ725	
力 石 シズ	大 8. 3. 3	新宿区上落合 1ノ185	
安 田 すい	明40. 2.15	江戸川区東小松川 2ノ3926	
菊 地 富美恵	大 9. 3.25	南多摩郡町田町原町田974	
清 水 好 枝	大14.10.14	西多摩郡青梅市師岡1, 195	
正 野 みどり	大 4. 8. 1	北多摩郡三鷹市牟礼547	
空 閑 テイ子	大 2.10.10	北多摩郡府中市6, 503	
橋 本 春 子	明43. 2.14	北多摩郡三鷹市下連雀280	
発 田 ミサヲ	大 5. 8.20	北多摩郡立川市錦町 2ノ57	
朴 沢 美 代	明43. 3.15	板橋区板橋町 4ノ1, 554	
布 施 恒 子	大10. 3. 1	墨田区吾嬬町西 4ノ43	
壬 生 多実子	大 7. 9.15	千代田区二番町 7	
関 泰 子	大11. 1. 3	千代田区飯田町 1ノ17	
小 川 富貴子	大 3. 3. 3	川崎市久本385	
鈴 木 キミエ	大 6. 1.29	川崎市下作延400	
大 石 きよ	明41. 2.20	横浜市金沢区寺前町 3	
江 島 チカ	明35. 7.10	世田谷区松原町 4ノ1, 137	

宮原しん	明40. 4. 29	江東区深川白河町4の2	
吉田千代	明44. 7. 29	港区芝白金三光町308(坂東方)	
荒川沢	大 4. 5. 29	栃木県下都賀郡国分村大字大塚 2,273	東武鉄道株式会社
鳥山かほる	大 7. 6. 10	群馬県館林市大字谷越681	//
有坂トミ	大 9. 3. 16	群馬県山田郡休泊村大字竜舞2,031	//
岡島静子	大 6. 6. 2	群馬県太田市大字新島600	//
金子米子	大10. 1. 19	埼玉県春日部市大字粕壁6,134	//
福島敏子	大 5. 6. 27	埼玉県北埼玉郡騎西町大字下崎1,075	//
鎌田ツチ	大 8. 2. 30	埼玉県羽生市大字羽生50	//
吉田百	明41. 1. 1	川越市大字川越1,131	//
岡戸こう	明44. 11. 13	大宮市大字上加1,120	//
小林佐加江	昭 8. 11. 19	清水市日本軽金属清水工場内	日本軽金属株式会社
八森ユキ	大10. 1. 22	福岡県大牟田市三池鋳業所	三井鋳山株式会社
迫田貞子	大 7. 4. 1	福岡県嘉穂郡稲築町 山野鋳業所	//
興梶みつ子	大14. 8. 10	福岡県田川市田川鋳業所	//

3. 講義要綱

新生活運動の一環としての家族計画

人口問題研究会理事長 経済学博士 永 井 亨

- I 新生活運動は新日本建設の運動である
- II 家族計画は新生活運動の一環としての運動である
- III 家族計画は人口問題の解決に資せんがための運動である
- IV 家族計画は家庭の安定，婦人の解放を結果する運動である
- V 家族計画は健康家庭の建設を基礎づける運動である
- VI 家族計画は生活設計に伴われて実効を来す運動である
- VII 家族計画は非人道的な墮胎を防止する運動である
- VIII 家族計画は家族秩序の再建に寄与する運動である
- IX 何故に人口問題研究会が家族計画の推進を提唱し，且つ指導しつつあるか
- X 我国における家族計画推進の現状如何

人口問題と家族計画

慶応大学教授 経済学博士 寺尾琢磨

厚生省人口問題審議会は人口政策の主要な一環として家族計画を強力に推進すべきことを決議答申し、政府は現にその線に沿って各種の措置を講じつつある。人口政策とは人口問題を解決する為のものであるから、上の場合、審議会は家族計画をもつて人口問題解決の一手段と解釈したことは明かである。この考え方は決して間違いではないが、さりとして無条件にそう結論することは許されない。両者の関係を理解するためには、人口問題とは何か、また家族計画とは何かを理解する必要がある。ところがこれらの概念については種々様々な見解が行われていて、殆ど意見の一致を見ない。わたしはこれに関するわたしの考えを述べ、家族計画がどういう条件の下に人口問題解決の手段となりうるかをお話したい。そのために略々次の項目をとりあげるつもりである。

1. 人口問題とは何か
2. その解決の方法
3. 家族計画の歴史と理念
4. 家族計画は人口問題とどう結びつくか

性教育の実際

文部省成年教育審議会委員 大塚二郎

1. 性教育とはいかなる教育か

性教育は人間教育をより深め高めるための教育である。なぜなれば性は人間性の深い根拠に立脚せるもので、性の正しい指導なくしては人間教育はあり得ないということである。例えば幸福とは何ぞやの問題としても、生の喜びが幸福であり、生きるということ生命の満足は食と性の満足を基本的な条件として成立するものである。即ち食と性を社会（人間関係に於て如何に満足せしむべきかが問題で、）生活に根ざした、性のありかたを指導することである。

2. 性教育は生活教育

性が生活に根ざしていること、特に家庭の生活に於ては、生活を通じての性教育が大切であるから、オギヤアと生れたときからの夫婦の生活のありかたが、手本であり教育でなければならぬ。この意味では夫婦が愛情を基にして、家庭をきづき、子供を教育すべきである。

3. 性は愛情の基本であるという認識を持つこと、恋愛が夫婦の愛となり、子が生れて親子が愛を生じ、兄弟の愛人と発展することは、性の正しいありかたが——愛情の正しい方向をきめるものであることを知らなければならぬ。この意味から、愛情の底を流れる性のありかたを分析してゆくことが大切であり、この意味からすれば、性的ノイローゼ——などについても、この分析が必要となろう。

性は愛情のよりどころ、これが私の性教育、

4. 性教育の出発

性教育は新生児から大切である。むしろ出発でなければならぬ。それは性が社会の（大人の）ダブーになつていからである。現在の子供は

大人の世界の誤れる性行動から、スポイルされているそれ故、大人の考えを正しい立場にかえらせて、正しい出発に立つためには乳幼児の性教育が大切である。幼児の性教育では、

- ㊶ 性を美しいもの大事なものと教えること、
- ㊷ 親の愛情を正しく与えること。
- ㊸ 幼児から性差によつて教育態度をちがえないこと、
- ㊹ 幼児の性の質問に対しては
 - (1) 荒唐無稽な返答はさける
 - (2) 質問の根拠をきいてみる
 - (3) 発達に応じて正しく教えること
- ㊺ 授乳、離乳についての正しいありかた
- ㊻ 排便、下着、性器……其の他の取扱

5. 少年期の性教育について、

- (1) 少年期の発達と心理
- (2) 少年期の性の質問の取扱方

6. 青少年の性教育

- (1) 青年期は反抗期か、
- (2) 身体的発達について
- (3) 心理的特徴とその背影
- (4) 青年と性

家族計画と性病

医学博士 雪 吹 周

1. 性病の種類

淋 疾 梅 毒

軟性下疳

鼠蹊淋巴肉芽腫症（第四性病）

2. 各性病の伝染経路及び侵入門

性器以外の侵入門

家庭に侵入する際は、主としてその根源は売笑婦にある。（91%）

3. 性病の病原体について

淋 菌

スピロヘータ、バリダ等

4. 淋疾が家庭に及ぼす影響

不妊症、外妊娠、小児腔炎、風眼、等

小性淋菌性関節炎

5. 梅毒と家庭

侵入する動機及び異常例

妊娠と梅毒、及治療

先天性梅毒について

6. 梅毒の治療

砒素、次サルチル酸蒼鉛等重金属類

ペニシリン

抗療性梅毒

7. 血清検査の意義

附、感染源となる売笑婦の実体について

我が国に於ける家族計画

厚生省公衆衛生局長 山 口 正 義

1. 家族計画と受胎調節

家族計画とは適当な間隔で適当な数の子女をもうけ、生れた子供は健全に育てて家庭生活の合理化を図ることであるが、受胎調節はこの家族計画を実行するための一つの手段である。

家族計画の手段としては受胎調節の他に、不妊手術、人工妊娠中絶等があるが、このうち受胎調節が最も合理的である。

2. 母性保護と受胎調節

優生保護法は悪質遺伝防止と母性保護を目的とした法律であるが、同法に於ては母性保護の見地から優生手術、人工妊娠中絶、受胎調節の規定がある。

人工妊娠中絶の激増に対処するため、昭和26年10月に受胎調節普及に関する閣議了解が行われた。

3. 受胎調節普及計画

前記閣議了解に基き受胎調節普及実施要領（個別指導、集団指導、広報活動の三段構え）が決定された。

実施機関としては、個別指導は医師並に受胎調節実地指導員が行い、集団指導は保健所、優生保護相談所民間団体等がこれに当り、広報活動は保健所、民間団体等が当ることになった。

予算的措置としては昭和27年度から優生保護相談所の整備並に運営に要する経費が計上され、法的措置としては、昭和27年優生保護法が改正されて、受胎調節実地指導員に関する規定が挿入された。

4. 受胎調節普及状況

昭和27年4月に実施された実態調査成績と、昭和29年4月に実施された実

態調査成績とを比較すると、二年間に相当の普及を見ているが、然しなお依然として最も必要だと思われる人達の間には普及していない。

5. 受胎調節普及特別対策

低所得者階層に対する器具薬品の無料配布を昭和30年度より開始している。

なお、昭和30年優生保護法を改正し、今後五カ年間に限って受胎調節実地指導員に受胎調節に必要な薬品を販売させることを許可し、以て実地指導員による指導を容易ならしめようとしている。

6. 結 語

今後採り上げなければならない諸問題を検討する。

家庭衛生

医学博士 渡 辺 定

- 1) 家庭は人間の生活の本拠である各員が常に明るく朗かに健康長寿でなければならぬ、茲に家庭衛生の意義がある。
- 2) 幸福な健康家庭であるためには——
 1. 幸福であるためには、——
 - i) 精神的幸福……………心構え
宇宙における人間の位置 晶子「却初より作りいとなむ殿堂に
人間の尊厳性…………… 心構えわれも黄金のくぎうつ」
 - ii) 物質的幸福……………家族計画と合理的経済生活
 2. 健康であるためには——家族の健康生活の実践と医学知識，中心は主婦
 - イ) 実践基盤は健康の重要性の自覚
環境への反省，栄養への反省，休息への反省よい刺戟（健康，冷水マ
サツ）
慰安への反省
 - ロ) 医学知識——疾病災害予防
医師へのかかり方
救急措置
看護の方法
よい指導

日本人の平均余命表 (昭和29年~昭和30年)

年令	男	子	年令	女	子	年令	男	子	年令	女	子
0	62.80		0	66.79		52	20.70		52	23.73	
1	64.73		1	68.51		53	19.93		53	22.92	
2	64.17		2	67.96		54	19.18		54	22.11	
3	63.52		3	67.32		55	18.44		55	21.31	
4	62.80		4	66.61		56	17.71		56	20.52	
5	62.01		5	65.83		57	17.00		57	19.74	
6	61.16		6	64.98		58	16.30		58	18.97	
7	60.27		7	64.08		59	15.61		59	18.22	
8	59.35		8	63.14		60	14.94		60	17.48	
9	58.42		9	62.19		61	14.29		61	16.75	
10	57.47		10	61.24		62	13.65		62	16.04	
11	56.52		11	60.27		63	13.02		63	15.34	
12	55.56		12	59.31		64	12.41		64	14.65	
13	54.60		13	58.34		65	11.82		65	13.98	
14	53.64		14	57.38		66	11.24		66	13.33	
15	52.69		15	56.42		67	10.68		67	12.69	
16	51.75		16	55.47		68	10.14		68	12.07	
17	50.81		17	54.52		69	9.61		69	11.46	
18	49.89		18	53.59		70	9.10		70	10.87	
19	48.97		19	52.66		71	8.61		71	10.30	
20	48.07		20	51.73		72	8.14		72	9.75	
21	47.17		21	50.82		73	7.69		73	9.21	
22	46.29		22	49.91		74	7.17		74	8.69	
23	45.41		23	49.01		75	6.74		75	8.19	
24	44.54		24	48.11		76	6.34		76	7.71	
25	43.67		25	47.22		77	5.95		77	7.24	
26	42.81		26	46.34		78	5.58		78	6.79	
27	41.95		27	45.45		79	5.22		79	6.36	
28	41.09		28	44.57		80	4.88		80	5.95	
29	40.23		29	43.69		81	4.54		81	5.56	
30	39.36		30	42.80		82	4.18		82	5.18	
31	38.50		31	41.92		83	3.88		83	4.82	
32	37.63		32	41.04		84	3.59		84	4.48	
33	36.75		33	40.15		85	3.32		85	4.15	
34	35.88		34	39.27		86	3.07		86	3.84	
35	35.00		35	38.38		87	2.83		87	3.55	
36	34.13		36	37.50		88	2.60		88	3.27	
37	33.25		37	36.62		89	2.38		89	3.01	
38	32.38		38	35.74		90	2.17		90	2.76	
39	31.50		39	34.85		91	1.98		91	2.52	
40	30.63		40	33.98		92	1.80		92	2.30	
41	29.77		41	33.10		93	1.63		93	2.09	
42	28.91		42	32.22		94	1.46		94	1.89	
43	28.05		43	31.35		95	1.31		95	1.71	
44	27.20		44	30.48		96	1.15		96	1.53	
45	26.36		45	29.62		97	1.02		97	1.37	
46	25.52		46	28.76		98	0.89		98	1.21	
47	24.70		47	27.91		99	0.76		99	1.07	
48	23.88		48	27.06		100	0.63		100	0.93	
49	23.07		49	26.22		101	0.49		101	0.78	
50	22.27		50	25.38		102	0.31		102	0.64	
51	21.48		51	24.55		103	0.01		103	0.46	
									104	0.06	
									105	0.03	

乳 幼 児 の 哺 育

愛育研究所長 医学博士 内 藤 寿七郎

乳幼児の育成を成る可く俗に云う金のかからない様に而も健康（身心共に）にするにはどの様にしたらよいか。

1. 未熟児の生れることを予防する。之は妊婦に対する、家庭の、又社会の理解が必要である。併し生れた未熟児の取扱いも、成る可く早く成熟児に追付き、且つ、後遺症等のため家族や社会に負担のかからない様にする方策など。
2. 乳児栄養では母乳栄養こそ尤も経済的であり、且つ理想的であるからして、之の保存についての方策を。併し人工栄養になつたらどうしたらよいか。離乳期に病気をさせないためにはどの様な離乳をなす可きか。
3. 疾病に対する対策、早期発見と予防こそ最も重要。肺炎、百日咳、デフテリア等の症状と早期発見方。医師にかかる時の注意。予防注射の知識。

受胎調節並に人工妊娠中絶

横浜市立大学教授 医学博士 森 山 豊

受胎の順序 妊娠を避けるためには、まず妊娠が成立するまでの順序を知りその逆を行へばよい。即ち妊娠成立の順序は次のようである。

- (一) 男女の性腺（睪丸、卵巣）から性細胞（精子、卵子）が産生される。
- (二) 性細胞が外部へ排出される。
- (三) 男女の性細胞が相合する即ち受精する。
- (四) 受精卵が子宮内膜に着床する。

妊娠を避けるためにはこの(一)から(四)までの逆を行えばよいことになる。まず(一)の逆は性腺から性細胞が産生されぬようにすることである。性細胞が産生されれば、勿論妊娠はしない。このように性腺の機能をなくし、性細胞の産生をなくすることを去勢法という。これには手術によつて性腺を除去する手術去勢と、性腺にレントゲン照射をするレントゲン去勢法とがある。この去勢法は性細胞のみでなく、性ホルモン分泌も止み、このために男女の心身に各種の障害をひきおこす。このために「優生保護法」では避妊の目的で去勢を行うことを禁じている。この去勢法は今後妊娠しなくなるので、受胎調節法ではない。

第(二)の逆としては、性細胞が外部へ排出されるのを防ぐことになる。これは男子では精管、女子では卵管の結紮、切断を行うことである。これを不妊法といい優生保護法では優生手術と呼んでいる。この不妊法は前の去勢法と異り性ホルモン分泌には異常がないので、男女の心身に障害はない。しかし、やはり一生涯妊娠しなくなるので、やはり受胎調節法ではない。第(三)の逆即ち受精を防ぐ方法と、第(四)の逆即ち受精卵が子宮内膜に附着するのを防ぐ方法とが受胎調節ということになる。この第(四)の逆の受精卵の着床を防止する方法としては、所謂避妊リングの挿入とか、子宮内膜薬液塗布法とか、定期的な子宮内膜搔爬法とかがあるが、これは避妊の効果はかなりあつても、婦人の健康障害のおそれがあるので、受胎調節法として適当でない。

したがって受胎調節としては、第(三)の逆としての、受精を防止する方法ということになる。

以上のように、避妊には、この効果が一時的か永久かによって一時的避妊(受胎調節)と永久避妊との二つに分れる。

避妊の種類

1. 一時的避妊法——受胎調節法

2. 永久避妊法

(一) 不妊法——優生手術

(二) 去勢法

A 手術去勢法

B レントゲン去勢法

受胎調節の方法 受胎調節のためには、受精を防止すればよい、それには次のような方法がある。

1. 精子が腔内に入るのを防ぐ方法

A 性交中絶法

B コンドーム法

2. 精子が子宮内に入るのを防ぐ方法

A 殺精子力ある避妊薬の使用(ゼリー・クリーム・坐薬)

B 子宮口を閉塞する方法——隔膜ペツサリー・スポンジ、或はタンポン法

3. 婦人の排卵期、受胎期の利用——所謂荻野法

以上の諸法には一長一短あり、いずれかの単独法のみでは必ずしも避妊の効果が確実といえない。効果を確実とするためには、併用法がよい、このためには次のような組合せをつくる。

A 排卵期、受胎期の利用

B (一) コンドームと避妊薬の併用

(二) ペツサリーと避妊薬の併用

(三) スポンジと避妊薬の併用

まず婦人の月経状態をしらべ、(A)の利用できる者は、これを正確に計算して利用する。

さらに(B)のうちの何れかの一つの方法を行わせる。この(一)から(三)の何れの方法を選ぶかわ、受調節者の家族の状態、夫婦の希望、婦人の身体状況等によつて、適当に決定する。

即ち受胎調節には、各個人に適当した方法を選ぶこと、即ち方法を個人化することと、何れの方法にしても、その方法の長所、欠点を十分に指導すること等が重要である。

人工妊娠中絶

人工妊娠中絶については次のような諸問題がある。

1. 人工妊娠中絶の意味
2. 人工妊娠中絶の方法
3. 人工妊娠中絶数
4. 人工妊娠中絶の母体に及ぼす影響

I 直接障害

- (一) 子宮損傷——頸管裂傷・子宮穿孔
- (二) 感染——各種の炎症——発熱・疼痛
- (三) 出血多量——子宮損傷、内容遺残子宮収縮不全体質等による

II 後障害

各種炎症、習慣流早産、子宮外妊娠、月経異常、不妊症、心身症(自律神経障害)、次回分娩時の胎盤癒着、前置胎盤、次回妊娠分娩時の子宮破裂、悪性絨毛上皮腫の増加等

5. 人工妊娠中絶に関する法規——優生保護法
6. 人工妊娠中絶の適応
7. 人工妊娠中絶に関する撰生指導
 - (一) 人工妊娠中絶は必ず指定医で行う
 - (二) 初妊婦はなるべく人工中絶を避ける

- (三) 人工妊娠中絶はなるべく早期（妊娠三ヶ月以内）に行う
- (四) 人工妊娠中絶の際にはなるべく入院する
- (五) 術後の安静と清潔保持
- (六) 人工妊娠中絶を軽視しないこと
- (七) 術後異常の徴候（出血，腹痛，発熱，不正出血，月経異常等）あれば速かに訪医させる
- (八) 人工妊娠中絶よりも避妊の指導

企業体における家族計画

人口問題研究所 篠崎 信男
調査部第四科長

1. 家族計画の進め方

一般地域の場合の方法と異なる点を指摘し、組織活動を通じて行うことを説明する。特に助産婦は企業体に勤務して、その組織の中にとけ込んで行くことが不慣れで、一種私企業的な色彩が強い。従って新しい道に入り易いように講習する。

2. 指導員の相互の協力性について

企業体におけるこの種の運動は会社、主婦労働組合と色々の線があるのでこの中で家族計画を実施指導する問題点を注意する。

特に主婦の組織化によつて集団活動、座談会を通してこの運動が自動的に展開し得るようなふん囲気の醸成が必要でありその為には実施指導員相互の団結力が必要になって来る。従つてAとBの助産婦の基本的説明がバラバラであつては主婦からの信用は得られない、また助産婦でない生活指導員との協調が必要である。この協力態勢について説明する。

3. グループ活動の着眼点

座談会、討論会、幻燈会等を行う場合、そこに集つて来る主婦を如何に捕えて行くか、発言の難易、又は必要と思われる人々への誘導等、座談会において一つの空気を作ることの問題点を説明する。特に年令階層別の調和的組合せ方、例えば20才代の妻（Aグループ）30才代の妻（Bグループ）40才代の妻（Cグループ）等の融和と夫々の中心問題について解説し、世話人、又は委員との連絡についての注意を述べる。

4. 個別訪問における方法について

各企業体においては実地指導員に説明書を交付することになっているが、個別訪問は強制にならぬよう配慮すると共に、家の中に入つても、十分に周

困の事情を観察、判断すること。例えば隣室に姑がいたり、子供がいたり、青少年がいたりする場合や、主人公がいたりする場合もある。その時いきなり具体的なものの話し方や、直接指導に入ることについての注意を実例を以て説明する。

5. 家庭の背景について

凡ての家庭には、その家庭が出来上つた歴史がある。これを十分知らない
と失敗することがある。また家庭環境、特に家庭の習慣、しきたりというものを事前によく熟知する必要がある。そして家庭の調整や管理についての認識を持つことが必要であることを説明する。つまり、この中での家族計画であるから、単なるベツサリー技術だけで事足りるものではない。家庭生活に性生活を調和を保つた指導を行うということ。

6. 企業体において現在行れている実状について

現在までにこの運動を始めている各企業体の実状について説明、助産婦が新しい職業を開拓するという心構えについて特に強調する。

また既に実地指導員が第一線で活動している実状、その苦痛、喜び、等色々の実態について説明すると共に、思いを新にしてこれ等、先輩の企業体実地指導員からの助言、方法を学びとるように強調する。

附 録 新生活運動実施企業体一覽表

新生活運動実施企業体一覽表（発足順）31. 7 現在

会社名	従業員数	発足時期	実施地域	実施世帯数
日本鋼管	25,900	28.3	川崎, 鶴見, 新潟, 富山	19,000
常盤炭砒	14,900	28.4	福島, 茨城	7,000
東芝電気	22,000	30.4	府中, 川崎	3,200
日本軽金属	3,900	30.6	清水, 蒲原	1,100
日立造船	13,900	30.9	川崎, 大阪, 因島, 向島	2,800
豊田自動車	5,200	30.11	挙母, 刈谷	1,200
日本陶器	3,100	30.11	名古屋	300
本州製紙	4,500	30.12	江戸川, 中津	1,200
東武鉄道	10,300	31.1	東京, 埼玉, 栃木, 群馬	3,200
日本国有鉄道	460,000	31.7	全 国	6,000
富士電機	6,300	31.7	川崎	500
昭和電工	10,300	31.7	川崎	600
雄別炭砒	6,400	31.7	北海道	800
日立製作所	26,700	31.秋	日立, 多賀, 戸塚	900
日本精工	2,800	31.秋	東京, 藤沢	600
中部電力	17,800	31.秋	名古屋	500
日産自動車	7,600	31.秋	横浜	500

新生活運動準備企業体一覽表（50 音順）

会社名	従業員数	予定地域	備 考
愛知時計	1,000	名古屋	一部実施中
旭化成	15,000	延岡	一部実施中
宇部興産	18,800	宇部	一部実施中
京浜急行電鉄	3,500	東京	

京阪神急行電鉄	6,200	大阪	
神戸製鋼	9,200	神戸, 尼崎	
小松製作所	4,500	小松, 川崎	
住友金属工業	10,500	大阪, 吹田	
住友金属鉱山	8,500	別子	
住友化学	10,500	大阪	
住友石炭	11,800	北海道	
十条製紙	5,000	北海道	一部実施中
電気化学工業	5,600	新潟	
電々公社	172,400	東京	
東京急行	4,800	東京	
東京瓦斯	6,500	東京	
東洋レーヨン	17,700	大津	一部実施中
名古屋鉄道	10,200	名古屋	
日本通運	80,000	東京	
日本碍子	1,000	名古屋	
播磨造船	8,200	相生	今年度実施決定
富士製鉄	22,000	釜石	一部実施中
古河鉱業	16,700	足尾	
古河電気	6,300	日光	一部実施中
三菱金属鉱業	13,300	明延, 細倉, 尾去沢	
三菱鉱業	36,000	北海道	
三菱電機	16,700	名古屋, 長崎	
三井鉱山	53,700	北海道, 九州	一部実施中
八幡製鉄	36,600	八幡	
大阪瓦斯			一部実施中
麻生産業			一部実施中

家族計画による効果

	妊娠数	出産数	中絶数
日本鋼管 (5,366 世帯, 29 年対 30 年)	65.1%減	47.6%減	79.1%減
常盤炭砒 (7,063 世帯, 30 年対 31 年)	23.1%減	25.9%減	11.9%減

家族計画以外の運動実施状況

1. 教養講座, 各種講習会開催…………… 全実施企業体
2. 生活相談員の配置…………… 日本鋼管, 東芝, 軽金属, 日立造船, 東武
3. 生活相談所の開設, 活用…………… 日本鋼管(山本, 久米, 山室) 東芝(田辺)
4. 家庭版新聞の配布…………… 日本鋼管, 常盤, 東芝, 日立造船, 豊田,
本州製紙, 東武
5. 家計簿の配布及び指導…………… 日本鋼管, 軽金属
6. 貯蓄組合の運営…………… 日本鋼管, 豊田
7. 家庭健康診断…………… 国鉄, 本州製紙
8. 授産所, 保育所設置…………… 常盤, 日本鋼管

第一回新生活指導員養成講習会概要並びに
家族計画実地指導員再教育講習会概要

昭和32年2月10日印刷

昭和32年2月15日発行

編集兼
発行者

東京都千代田区霞ヶ関2の1
財団法人 人口問題研究会

印刷所

東京都文京区久堅町85
株式会社 東洋社

